

就学援助制度のお知らせ

船橋市に住所を有し、経済的な理由で義務教育を受けさせることが困難な保護者に対して、学校で必要となる諸経費の一部を援助する制度です。

1 援助の対象者

①生活保護を受けている方

→①で認定された場合、裏面「対象者要保護」欄に○のある費目が対象

②児童扶養手当（ひとり親家庭の手当）を受給している方

③その他の方（上記以外で、上記に準ずる程度に困っている方。下記表参照。）

→②③で認定された場合、裏面「対象者準要保護」欄に○のある費目が対象

【参考】 《「収入」は控除前の金額になります。》

世帯の人数	世帯構成（例） ※同居している方全員を、同一世帯として審査します	認定となる年間総収入の目安 （全員の合算、学生のアルバイトは除く）
2人	母（35歳）子（8歳）	約326万円以下
3人	父（36歳）母（34歳）子（10歳）	約405万円以下
4人	父（42歳）母（37歳）子（13歳、9歳）	約473万円以下
5人	父（44歳）母（40歳）子（13歳、10歳、5歳）	約501万円以下
6人	父（45歳）母（39歳）子（13歳、9歳）祖父（72歳）祖母（69歳）	約568万円以下

◎表の金額は家族の年齢や小中学生の人数により異なりますので、目安としてご覧ください。

◎二世帯住宅等で同居者と生計が別の場合は、公共料金等の同月の検針票や領収書のコピーを提出いただき判断させていただきます。

2 申請手続き

※毎年度申請が必要になります

学校にある「就学援助申請書」に、以下の必要書類を添付し、原則在籍校へ提出してください。

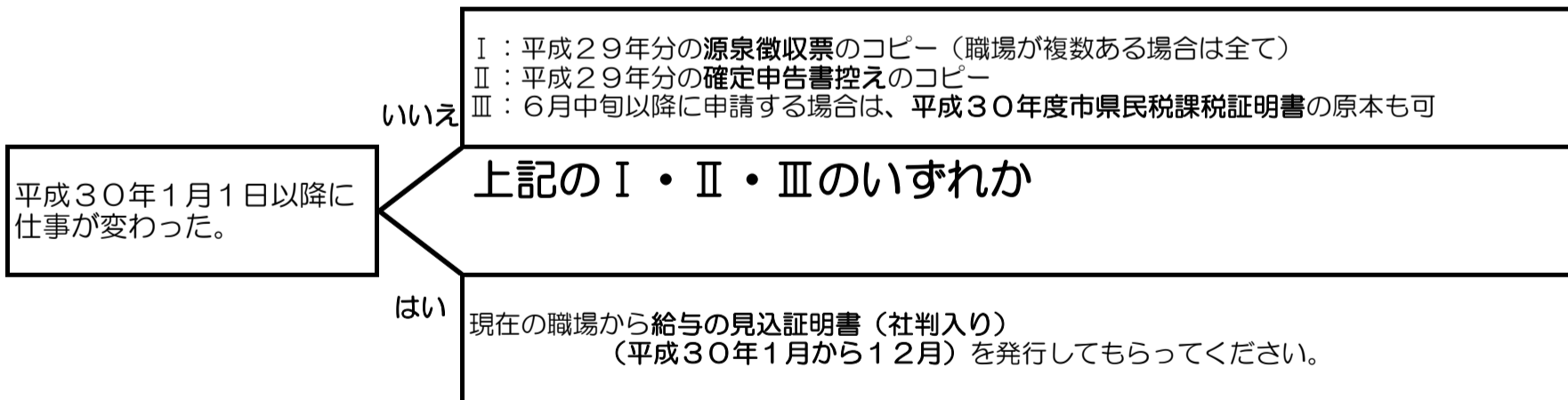
申請は随時承っています。

必要書類

①生活保護を受けている方・・・申請書のみ

②児童扶養手当を受けている方・・・申請書と児童扶養手当証書のコピー

③その他の方・・・申請書と以下に示す収入状況のわかる書類の「いずれか」を「同居する収入のある方全員分」



◎上記のいずれにも当てはまらない、書類がない場合は学務課までご連絡ください。

◆**小学校1年生の保護者の方へ**◆
入学前に小学校入学準備費を受給していても、裏面の各費目の援助をご希望される場合は**あらためて就学援助の申請が必要になります。**

3 援助費目・年間支給金額

●学校からの各諸経費の請求がなくなるわけではありません。

費目	対象者		対象(※1)	支給月 目安	支給金額(単位:円)	
	要保護	準要保護			小学校	中学校
新入学学用品費	—	○	1年生の4月認定者	7月	40,600(※2)	47,400(※2)
学用品費	—	○	全学年(月割支給あり)	7月	11,420	22,320
通学用品費	—	○	2年生以上(月割支給あり)	7月	2,230	2,230
校外活動費	○	○	保護者が均一に負担した経費	実施後	実費	
宿泊を伴う校外活動費	○	○	保護者が均一に負担した経費(年1回)	実施後	実費	
修学旅行費	○	○	保護者が均一に負担した経費 (小学校、中学校各1回)	実施後	実費	
通学費	—	○	小→片道4km以上 中→片道6km以上	随時	実費	
消耗品費	○	○	学用品等(月割支給あり)	7月	3,650	5,910
中学校入学準備費	—	○	小学校6年生	3月	47,400	
<新設> クラブ活動費 ■詳細は認定となった場合、 別途お知らせします。	—	○	中学校の部活動の実施のため、保護者が均一に負担する用具等の経費。 認定になった場合必要となりますので、平成30年度になってから、部活動用具等を購入した際のレシートは全て保管してください。	10月 3月 (予定)	29,600 (限度額)	
学校給食費	—	○	認定月から学校給食費免除		下記「学校給食費の免除申請のご案内」参照	
医療費	○	○	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の医療費・結膜炎・う歯など (詳しくは認定通知に記載します)		健康保険の適用範囲内	

※1 認定の対象は申請日が属する月からとなります。例) 5月に申請し認定になる→5月から就学援助の対象

※2 小学校入学前において小学校入学準備費(40,600円)を、中学校入学前の小学校6年時に中学校入学準備費(47,400円)を受給している場合は、新入学学用品費は対象になりません。

学校給食費の免除申請のご案内

船橋市では、上記就学援助制度の準要保護認定を受け、かつ学校給食費の減免申請を行ったご家庭の学校給食費を「免除」としています。

1 援助の対象者と申請方法

就学援助制度において準要保護認定されているご家庭が対象です。

※準要保護：上記就学援助制度申請の際に「②児童扶養手当(ひとり親家庭等の手当)を受給している」又は「③その他」で申請し認定された方

就学援助制度の申請書を提出する際、同時に学校給食費減免申請書もご提出ください。2つの申請書は同時にご記入いただけるようになっています。(右側：学校給食費減免申請書 左側：就学援助申請書)。申請は毎年度必要になります。

生活保護を受けている方は、生活保護費から学校給食費が賄われますので、「学校給食費減免申請書」のご提出は必要ありません。

2 免除の適用時期

就学援助制度の認定期間が、学校給食費の免除期間となります。

学校給食費をお支払いただいた後に、時期を遡って就学援助が開始された場合は、支払い済みの学校給食費を後日返金させていただきます。



お問い合わせ先

就学援助制度の申請・内容に関すること
学校給食費に関すること

船橋市教育委員会 学務課 就学助成係 Tel.047-436-2852

船橋市教育委員会 保健体育課 給食費係 Tel.047-436-2418